発電設備系統連系サービス要綱

２０２５年４月１日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

発電設備系統連系サービス要綱

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社と電気需給契約を締結しているお客さま，または当社との接続供給契約に属する需要者であるお客さまが発電設備を設置し，発電された電気の全部もしくは一部を自ら使用する場合，または電気事業法第27条の33の規定にもとづく特定供給を行なう場合で，その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路および特別高圧電線路に電気的に接続するときの料金その他の連系条件は，この発電設備系統連系サービス要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

２　要綱の変更

（１）　当社は，法令または当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお，当社が託送供給等約款を変更した場合には，変更後の託送供給等約款によります。）等の変更，電気の安定的な供給その他の事情により，この要綱を変更することがあります。

なお，消費税および地方消費税の税率が変更された場合には，当社は，変更された税率にもとづき，要綱を変更いたします。

（２）　（１）の場合，変更後の要綱は，変更前より契約を締結しているお客さまに対しても適用するものといたします。

（３）　（１）の場合，当社は，電磁的方法（電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により，変更の日および変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合，お客さまが希望されるときを除き，変更後の要綱について，当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

（４）　（１）の場合，契約期間の途中であっても，料金その他の連系条件は，（３）のお知らせに定める日から変更後の要綱によるものといたします。

３　定　　義

次の言葉は，この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（１）　高　　圧

標準電圧6,000ボルトの電圧をいいます。

（２）　特別高圧

原則として標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

（３）　連　　系

発電設備を当社が維持および運用する電線路に電気的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

（４）　連系地点

発電設備を含むお客さまの電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。

（５）　解　　列

発電設備を当社が維持および運用する電線路から電気的に切り離すことをいいます。

（６）　電力品質安定サービス

連系契約にともない，当社が行なう周波数維持に係るサービスをいいます。

（７）　契約発電設備

契約上連系できる発電設備をいいます。

（８）　発電場所

お客さまが契約発電設備により発電を行なう場所をいいます。

４　単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

（１）　契約容量および契約発電設備の定格出力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

Ⅱ　契約の申込み

5　連系の申込み

（1）　お客さまが新たに連系契約を希望される場合は，あらかじめこの要綱を承認のうえ，次の事項を明らかにして，申込みをしていただきます。

イ　発電場所および連系地点

ロ　契約発電設備の型式，製造番号，製造年月日，発電方式，定格出力，用途および系統安定上必要な仕様

ハ　連系地点における電圧

ニ　発電場所内の負荷設備および受電設備

ホ　連系契約に必要となる電気需給契約等の契約内容または申込み内容

ヘ　連系開始希望日

ト　連絡体制

チ　その他必要な事項

（2）　電圧または周波数の変動等によって，お客さまの発電設備が当社系統から解列し，これによりお客さまの生産設備等に損害を受けるおそれがある場合は，あらかじめお客さまに適当な自衛措置を講じていただきます。

（3）　当社は，その申込み内容にもとづき，連系にあたり必要となる検討を行ない，その結果をお客さまにお知らせいたします。

なお，この検討をもって，託送供給等約款における接続検討にかえることはできません。

（4）　当社は，（1）でえた内容については，連系サービスを実施するうえで必要となる目的以外には使用いたしません。

6　連系契約の成立

連系契約は，お客さまの連系契約の申込みに対して，当社が承諾したときに成立いたします。

7　契 約 期 間

（1）　契約期間は，連系契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

（2）　契約期間満了に先だってお客さままたは当社のいずれからも異議の申し出がない場合は，連系契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8　発 電 場 所

（1）　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を，１建物をなすものは１建物を１発電場所といたします。ただし，集合住宅等の１建物内において，共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は，その部分を１発電場所とすることがあります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

（2）　隣接する複数の構内であって，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高い場合には，（1）にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所とすることがあります。

（3）　道路その他公共の用に供せられる土地（（1）に定める１構内をなすものまたは（2）に該当するものを除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所といたします。

9　連系契約の単位

当社は，１発電場所につき１連系契約を結びます。

10　連系サービスの開始

（1）　当社は，お客さまの連系契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ連系開始日を定め，連系準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに連系サービスを開始いたします。

（2）　当社は，天候，用地事情等やむをえない理由によって，あらかじめ定めた連系開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，連系開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

11　電気方式，電圧および周波数

連系地点における電気方式および電圧は，交流３相３線式高圧または特別高圧とし，周波数は，特別の事情が

ない限り，標準周波数60ヘルツといたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況ならびに料金，この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債務といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，連系契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお客さまにお知らせいたします。

13　連系契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，連系に関する必要な事項について，連系サービス開始前に連系契約書を作成いたします。

Ⅲ　料　　金

14　料　　金

（1）　料　　金

料金は，１月につき次に定める電力品質安定サービス料といたします。

イ　高圧連系の場合

契約容量１キロワットにつき	33 円 00 銭

ロ　特別高圧連系の場合

契約容量１キロワットにつき	33 円 00 銭

（2）　契約容量

契約容量は，特別の事情がない限り，契約発電設備の定格出力の合計値から(3)の控除容量を差し引いた値といたします。

（3）　控除容量

控除容量は，次の値を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた値（キロワット）といたします。

イ　当社との電気需給契約における契約電力または需要者として属する当社との接続供給契約における接続送電サービス契約電力のうち，契約発電設備の停止等により生じた不足電力の補給にあてるための部分

ロ　当社との電力受給契約における受給電力または発電者として属する当社との発電量調整供給契約における発電量調整受電電力

15　料金の適用開始の時期

料金は，連系サービス開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ連系契約書を作成されたお客さまについては，連系サービス準備着手前に連系延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって連系サービスが開始されない場合を除き，原則として連系契約書に記載された連系サービス開始日から適用いたします。

16　料金の算定期間

料金の算定期間は，毎月初日から当該月の末日までの期間といたします。ただし，連系サービスを開始し，または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は，連系サービス開始日から開始日の属する月の末日までの期間または消滅日の属する月の初日から消滅日の前日までの期間といたします。

17　日 割 計 算

当社は，次の場合には，電力品質安定サービス料について，その日数・契約容量に応じて日割計算をいたします。

（1）　連系サービスを開始し，または連系契約が消滅した場合

（２） 契約容量に変更があった場合

18 支払義務の発生および支払期日

（１） 料金の支払義務は，料金の算定期間の翌月の初日に発生いたします。ただし，連系契約が消滅した場合は，消滅日に発生いたします。

（２） お客さまの料金の支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「銀行の休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または銀行の休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

19 料金その他の支払方法

（１） 料金については毎月，その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社銀行口座への振込みにより支払われる場合は，支払いにともなう費用は，お客さまの負担といたします。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によっていただきます。

（２） お客さまが料金を(１)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (１)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (１)ロにより支払われる場合は，お客さまが当社銀行口座への振込み手続きを完了したとき。

ハ (１)ハにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

（３） 当社は，(１)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(２)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（４） 料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

（５） 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

20 保 証 金

（１） 当社は，支払期日を経過してなお料金を支払われなかったお客さま，または発電設備を新たに連系し，もしくは契約容量が増加するお客さまから，連系サービスの開始もしくは再開に先だって，または連系サービス継続の条件として，３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

（２） 保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

（３） 当社は，連系契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当いたします。また，当社は，あらためて(１)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

（４） 当社は，次により，保証金に利息を付します。

イ 利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。

（５） 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても連系契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。ただし，(３)により支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

Ⅳ　連系サービス

21　連系にともなう技術要件等

（1）　連系にあたっては，次の事項を遵守していただきます。

イ　託送供給等約款別冊に定める技術要件

ロ　法令で定める技術基準，その他の法令等

ハ　当社が，当社の供給設備の状況等を勘案したうえで，技術的に適当と認める方法

（2）　お客さまが発電設備の連系により他の者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，当社の供給設備を変更いたします。

（3）　当社は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

（4）　お客さまが，当社との発電量調整供給契約に属している場合または当社と電力受給契約を締結している場合を除き，原則として当社系統への逆潮流をさせないものといたします。また，当社が，お客さまに当社系統への逆潮流をさせないための措置を講じることを求めた場合には，お客さまの負担で，当社系統への逆潮流をさせないための措置を講じていただきます。

22　発電場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（連系契約の消滅後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

（1）　当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

（2）　34（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

（3）　不正な連系の防止等に必要な契約発電設備またはその他電気工作物の確認または検査

（4）　23（連系サービスの停止），30（連系契約の廃止）（1）または31(連系契約の解約）により必要な処置

（5）　その他この要綱によって，連系契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

23　連系サービスの停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

なお，この場合には，連系サービス停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の連系契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ　この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ　契約発電設備以外の発電設備を連系された場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ハ　21（連系にともなう技術要件等）（1）に反した場合

ニ　21（連系にともなう技術要件等）（2）または(4）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ　22（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理

由なく拒否された場合

（４） お客さまがその他この要綱に反した場合には，当社は，そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

（５） 当社との電気需給契約，接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約を締結している場合で，その供給条件に反したときには，当社はその契約にもとづいて対応し，その結果，連系サービスを停止することがあります。

（６） (１)から(５)によって連系サービスを停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，連系サービス停止のための適当な処置を行ないます。

24 連系サービスの停止の解除

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに連系サービスを再開いたします。

25 違 約 金

（１） お客さまが23（連系サービスの停止）（３)イまたはロに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

（２） (１)の免れた金額は，この要綱に定められた連系条件にもとづいて算定された金額と，不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３） 不正に使用した期間が確認できないときは，６月以内で当社が決定した期間といたします。

26 連系サービスの中止

（１） 当社は，次の場合には，連系サービスを中止することがあります。

イ 当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社の電気工作物の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 非常変災の場合

ニ その他やむをえない理由による場合

（２） (１)の場合には，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

（３） 当社は，(１)によって連系サービスを中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

27 損害賠償の免責

（１） 10（連系サービスの開始）（２)によって連系開始日を変更した場合または26（連系サービスの中止）（１)によって連系サービスを中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２） 23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合または30（連系契約の廃止）もしくは31（連系契約の解約）によって連系契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３） その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

28 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その発電場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

（１） 修理可能の場合

修理費

（２） 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅴ　契約の変更および終了

29　連系契約の変更

連系契約の内容に変更が生ずる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準じ，すみやかに連系契約を変更していただきます。

30　連系契約の廃止

（1）　お客さまが連系契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，連系サービスを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

（2）　連系契約は，31（連系契約の解約）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系サービスを終了させるための処置ができない場合は，連系契約は連系サービスを終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

31　連系契約の解約

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，連系契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

32　連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の料金その他の債権債務は，連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅵ　そ　の　他

33　工事費の負担

（1）　発電設備の連系にともない必要となる当社の電気工作物の工事については，その工事費（材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。）の全額を，お客さまから連系サービス準備着手前に申し受けます。

なお，発電設備の連系にあたり，お客さまが，契約発電設備の停止等により生じた不足電力の補給のため，電気需給契約または接続供給契約により新たに電気の供給を受け，または，契約電力を増加される場合については，それぞれの契約に定めるところによるものといたします。

（2）　工事費に差異が生じた場合は，（1）により申し受けた金額について工事完了後すみやかに精算いたします。

34　保安に対するお客さまの協力

（1）　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，発電場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（2）　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

35　そ　の　他

（1）　当社は，必要に応じてお客さまから，契約発電設備の発電電力量等を提出していただきます。

（2） 当社は，必要に応じてお客さまから，契約発電設備の年間運転計画をあらかじめ提出していただきます。

（3） この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事項については，お客さまと当社との協議によって定めます。

附　　則

1　実 施 期 日

この要綱は，2025年４月１日から実施いたします。

2　料金についての特別措置

（１）　高圧連系の場合

お客さまが2005年３月31日までに連系された発電設備については，その発電設備を更新されない限り，本則の規定にかかわらず料金を申し受けません。

（２）　特別高圧連系の場合

お客さまが2001年９月30日までに連系された発電設備については，その発電設備を更新されない限り，本則の規定にかかわらず料金を申し受けません。

（３）　太陽光発電設備および風力発電設備については，当分の間，料金を申し受けません。

（４）　契約発電設備のうち，（１），（２）または（３）に該当する発電設備がある場合の契約容量は，次の算式により算定した値といたします。

$$\text{契約容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

Ａ＝契約発電設備の定格出力の合計値から（３）に該当する発電設備の定格出力を差し引いた値

Ｂ＝（１）または（２）に該当する発電設備の定格出力の合計値

Ｃ＝14（料金）（３）の控除容量から（３）に該当する発電設備に係る分を差し引いた値

（５）　当社の供給区域において当社が指定する災害が発生した場合の料金等は，託送供給等約款に準じます。